

大田区コミュニティバス「たまちゃんバス」協賛制度取扱要綱

令和8年9月24日

8ま計発第10682号区長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、大田区コミュニティバス「たまちゃんバス」(以下「たまちゃんバス」という。)の協賛者の募集及び協賛金の受納並びに協賛者の氏名、法人名又は団体名等(以下「氏名等」という。)を大田区ホームページ(以下「区ホームページ」という。)等に掲載することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 協賛者 たまちゃんバスの運行事業に協賛し、大田区に協賛金を支出するものをいう。
- (2) 協賛金 たまちゃんバスの運行事業に要する費用として用いることを指定された寄附金をいう。

(協賛者の募集方法)

第3条 協賛者の募集は、協賛者の氏名等の掲載方法、掲載期間その他必要な事項を区ホームページ等に掲載することにより行うものとする。

(協賛金の申込み及び受納)

第4条 協賛者は、区が指定する電子申請サービス又はたまちゃんバス応援寄附金申込書(別記第1号様式)により、区長に提出するものとする。

- 2 協賛金は、大田区コミュニティバス矢口地域運行事業に係る運行事業補助金に充てるものとする。
- 3 既納の協賛金は、返還しない。

(氏名等の区ホームページ及びバス車内等への掲載)

第5条 区長は、5,000円以上の協賛金を支出した協賛者が区ホームページへの自らの氏名等の掲載を希望するときは、当該協賛者の氏名等を掲載するものとする。

- 2 区長は50,000円以上の協賛金を支出した協賛者が区ホームページに加え、たまちゃんバス車内及び区の公共施設等(以下「バス車内等」という。)に自らの氏名等の掲載を希望するときは、当該協賛者の氏名等を掲載するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、協賛者の氏名等が次の各号のいずれかに該当するときは、区長は、当該協賛者の氏名等を掲載しないものとする。
 - (1) 法令に違反するものであるとき。
 - (2) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるものであるとき。
 - (3) 政治活動又は宗教活動に係るものであるとき。
 - (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に

掲げる営業に該当するものであるとき。

- (5) その他区長が区ホームページ及びバス車内等に掲載する氏名等として適切でないと認めるものであるとき。

(氏名等の掲載の申込み等)

第6条 区ホームページ及びバス車内等への自らの氏名等の掲載を希望する協賛者は、第4条第1項の規定による寄附の申出の際に、希望する掲載場所及び氏名等を記載して申込みを行うものとする。

- 2 区長は、前項の規定による申込書の提出があったときは、その内容を審査の上、承認の可否を決定し、その旨を当該申込書の提出をした協賛者に通知するものとする。

- 3 前項の規定による承認を可とする旨の通知は、区ホームページ及びバス車内等への協賛者の氏名等の掲載をもって代えることができる。

(バス車内等への氏名等の掲載方法)

第7条 バス車内等の氏名等の掲載は、バス車内等に掲示板を設置し、当該掲示板の区画に協賛者の氏名等を掲載する方法により行うものとする。

- 2 協賛者の氏名等を掲載する区画の位置は、区長が指定するものとする。

(氏名等の掲載期間の終期)

第8条 協賛者の氏名等を掲載する期間の終期は、協賛者の氏名等の掲載を開始した日から起算して1年とする。ただし、当該終期までにたまちゃんバスの運行が終了することとなったときは、当該運行が終了する日とする。

(氏名等の掲載の中止)

第9条 協賛者は、自らの氏名等の掲載の中止を希望するときは、たまちゃんバス応援寄附金協賛者氏名等掲載中止申出書（別記第2号様式）を区長に提出するものとする。

- 2 区長は、協賛者が第5条第3項各号のいずれかに該当すると認めるとき、又は区ホームページ及びバス車内等において掲載している協賛者の氏名等について、社会情勢の変化等により区ホームページ及びバス車内等に掲載する氏名等として適切でないと認めるときは、前項の規定による届出の有無にかかわらず、当該氏名等の掲載を中止することができる。

- 3 区長は、前項の規定による中止をしたときは、速やかにその旨を当該協賛者に通知するものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和8年10月1日から施行する。